

## (1) 計画の基本的方向性

これまで、大阪府では、第三次計画に基づき、実父母や親族等を養育者とする環境を最優先として、家庭での養育が困難または適当でない場合は、里親家庭等による「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の取組みを進め、施設による「できる限り良好な家庭的環境」を整備してきました。本計画においてもその基本的方向性が変わるものではなく、令和4年改正児童福祉法等の内容も踏まえ、一層の取組推進が求められているものです。

そこで、大阪府では第4次計画の策定にあたり、以下の第3次計画の理念を引き継ぐこととします。

「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が「子どもの最善の利益」を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」

これは、平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障を踏まえ、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、子どもの健やかな育ちと自立を目指すことを旨として掲げたものであり、継続的に目指すべき理念です。大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、大阪府における社会的養育の実情もふまえつつ、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関及び府民と協働し、社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定します。

## (2) 計画期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間計画。

## (3) 計画の位置づけ(子ども計画との整合性)

子ども・子育て支援法第62条第2項第5号に基づく都道府県社会的養育推進計画として府子ども計画に包含

【参考】子ども・子育て支援法抜粋

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

五 保護を要する子どもの養育環境の整備（後略）

※次世代育成支援対策推進法第9条第1項規定の都道府県行動計画にも「保護を要する子どもの養育環境の整備」記載あり

# 大阪府子ども計画の骨子案(中間まとめ【R6.4.18時点】)目次(案)

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の構成
5. 計画の位置づけ

## 第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況
2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ
3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

## 第3章 計画でめざす基本的な目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向

## 第4章 基本方向に基づく取り組み

1. 施策体系
  - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
  - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
  - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
  - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
  - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
2. 重点的な取り組み
  - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
  - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
  - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
  - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
  - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
3. 個別事業の取り組み
  - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
  - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
  - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
  - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
  - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援

## 第5章 重点施策

### 第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

1. 区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
6. 子どもに関する専門的な地域及び技術を要する支援に関する施策
7. 都道府県支援事業支援計画における広域行政として大阪府が取り組むこと

### 第7章 子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援に関する都道府県計画

1. 都道府県における子どもの貧困対策についての計画
2. 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

## 第8章 都道府県社会的養育推進計画

### 第9章 推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理等

### 参考資料

※ 太字部分を骨子案(中間まとめ)として掲載  
太字部分以外は、今後検討